

# 調査と情報

2005. 9

## 巻頭言

---

「消費者ニーズ」を考える..... 1

## 寄稿

---

J A生活活動の危機と可能性..... 2  
静岡大学農学部助教授 柴垣裕司

## 調査研究

---

アジアのFTAについて考える..... 4

## 農協の中期的課題

---

JA上伊那における事業組織改革と将来を展望した取り組み...14

## WTO交渉重要品目

---

日本の酪農業とWTO農業交渉 .....18

## 研究の視点

---

協同組合出資は負債か資本か.....22

## ぶっくレビュー

---

『WTO農業交渉2004  
主要国・日本の農政改革とWTO提案 』.....23

## あぜみち

---

.....24

## 統計の眼

---

緑茶飲料類が初めて首位(2004年清涼飲料市場).....25

## 「消費者ニーズ」を考える

近年消費者ニーズが高度化、多様化していると言われる。消費者ニーズの構成要素はおそらく、価格、品質、利便性であろうと思われることから、このそれぞれが高度化、多様化しているということになる。

「価格」については、バブル崩壊後の構造不況下で「価格破壊」なる言葉が生み出され、雇用者所得低迷と物価低下が継続するなかで国民の低価格志向は一層強まり、低価格を売り物にする小売やサービス業態が一定の地位を占めるに至っている。一方で、日本が欧米のファッションブランド店の稼ぎ頭になったり、少子化のなかで少人数の子供や孫に高価格の商品を買い与えたりする高価格志向も並存している。これらは引き続き「ゼロサム社会」のなかで日本の所得格差が拡大してきたことによるものとも言えよう。

3番目の「利便性」については、バブル期の「造注（受注という受身ではなく、進んで注文・ニーズを造りだすの意）」路線ではないが、消費者の潜在ニーズまでをも掘り起こして過剰サービスではないかと思われるまでのサービス合戦が繰り広げられている。これは、例えば量販店の営業時間の延長等に見ることができよう。

ところで、残る「品質」に関する「消費者ニーズ」には、適切なものとそうでないものが混在しているのではなかろうか。例えば我々が研究対象としている食品、農産物に関して言えば、牛肉のBSE問題等に端を発した「安全・安心」ニーズの高まりがある。これは、それを口にする以上、消費者、購入者に「安全・安心」を求める正当な根拠があると言える。これについては生産者、流通業者等が協力して安全な食の提供に取り組んでおり、トレーサビリティの働く対象範囲を合理的な必要性がある限りにおいて広げていく努力も必要と考えられる。

一方で、過剰品質ではないかとも思われるのが農産物の規格化の程度の問題であり、量販店の店頭には、土の香りのする大地の恵というよりは、工場生産物のようにピカピカで均一規格の農産物が、まるでお菓子のよう陳列されている。もちろん清潔さと鮮度の確保・維持は必須要件であるにしても、規格化に対する産地の努力は並大抵のものではない。しかし一体誰がキュウリを「まっすぐ」なものとしたのだろうか。そしてまた誰が虫のついたイチゴ・パックを不良品としてクレーム対象とするような「品質水準」を作り出したのだろうか。

日本は世界一品質にうるさい国民であり、日本で成功すれば世界を制覇できるとも言われる。しかし同時にだれがそれを作り、その「品質水準」維持にどれだけの手間と汗が伴っているのかを良く考える必要がある。もちろん、多くの消費者はそのことを知らない。教えられていないと言うべきかも知れない。現在の「品質水準」が量販店のバイヤーズ・ニーズと産地間競争のなかで形成されてきたことに思いを致し、各地で台頭してきた農産物直売所のように、土の香りのする農産物の生産・販売を拡大していく必要がありはしまいか。

（基礎研究部 主席研究員 藤野信之）

## J A生活活動の危機と可能性

静岡大学農学部助教授 柴垣裕司



### 1 企業間競争の激化と不正行為の多発

わが国は近年、グローバル化の下、各種の規制緩和に取り組み、アメリカを模範とした市場経済至上主義を形成してきた。規制緩和が企業間の競争を促進し、よりよい商品やサービスが供給され、消費者の効用が高まることは経済学の教科書が教えている。しかし、近年の企業間競争の激化は、確かに経済活動を活発化させた側面は大いに評価されるが、行き過ぎた競争が企業を追い込み、利潤の獲得よりもむしろ、経営体の生き残り手段として偽装表示など不正行為を犯している側面があるのではないかと。不正行為を容認するつもりはないが、競争での疲弊が企業モラル低下の一因となっていないか。企業モラルの低下や不正行為は今に始まったことではなく、また、規制緩和による競争激化との相関は明らかではないが、無関係ではないように思われる。雪印乳業や三菱自動車などに見られるように、近年における企業モラルの低下は、消費者の命に関わる不正行為さえも引き起こすなど、重大な問題となっている。

### 2 消費者の自主的な生活環境改善活動

こうした不正行為が相次いで発覚したにもかかわらず、消費者はおとなしい。以前ならば、こうした事件が起きると消費者が大規模な抗議行動を起こしたものだだったが、近年、

そうした行動はあまり見られなくなった。その原因の一つに企業間競争激化による労働者（消費者）の忙しさ、疲弊があるのではないだろうか。

他方、消費者は多忙の中でも、自分達の関心や興味を持つ問題に対しては積極的な活動を展開している。特に、地域における諸問題を地域住民主導による協同活動で対処している事例が注目される。地域づくりを中心とした、地域環境保全・環境回復への取り組みや、ゴミを含む地域資源の利活用、地域の生活環境維持・改善などである。企業間競争の激化により、企業は効率化を推し進め、非効率な領域は切り捨てられ、無視されてきたが、これらの領域に消費者の要望やニーズが潜んでおり、それらを満たすために消費者は、行政等の協力を得ながらも自主的に活動している。このように、効率性追求一辺倒の経済では満たされない消費者が、協同活動を積極的に展開している中、地域協同組合を目指すJAグループはどうであろうか。

### 3 JAグループの不正行為とJA改革

残念ながら近年目立つのは、産地の偽装表示など問題を起こしたJAグループの活動ばかりである。それらは協同組合運動を自ら否定する行為であるが、こうした行為の背景の一つに、組合員のJA離れ（批判）がある。

J Aは生産した農産物を高く売ってくれない、あるいは、J Aの生産資材は企業から購入するよりも割高である、などといった組合員からの批判が強まっている。広域合併によって組合員のJ Aに対する帰属意識が希薄化した所にサービス水準が従前のままでは、農業経営環境の厳しさが増している組合員とすれば、何（誰）のための合併だったのかと疑問を持つのは当然であろう。J Aグループも内部からの批判に対し、また、恒常的に赤字部門である経済事業改革に重点的に取り組み、成果を上げざるを得ない状況にある。なお、J Aではすでに、部門別損益計算方式を導入しているが、今回の改革で、営農指導が従来の「指導事業」から独立すると共に、生活指導は生活購買等と一緒にされ、「生活その他」に区分された。そして、財務目標として、「農業関連事業」は事業利益段階での、「生活その他事業」は純損益段階での収支均衡を目指すという。

今回の経済事業改革、新部門別損益計算方式により、生活活動はさらに縮小の方向に進むことが予想され、全中もその方向を容認、というよりもむしろ、推進しているようにも思われる。こうしたJ Aの不正行為や改革方向から、「近年のJ Aは企業と同じ理念で行動している」と思わざるを得ず、協同思想を忘れたJ Aの未来に大きな不安を覚える。

#### 4 J A生活活動の危機と可能性

確かに、多数のJ Aにおいて、生活活動は継続して赤字を計上しており、また、従来生活活動の主たる担い手と位置づけられてきた女性部組織が低迷していることは事実である。しかし、前述のように企業が効率を追求した

結果、消費者の生活は一面では豊かになったものの、他面では環境問題も含め、多くの問題が顕在化してきている。J Aが地域協同組合を目指しているのであれば、今後それらの課題に取り組んでいく必要がある。また、地域に密着したJ Aにはこうした環境問題や生活上の課題に対応できる可能性を秘めている。現在、最も活気のある高齢者福祉活動や農産物直売活動（営農、生活に跨る活動と認識）しかり、組合員の活動は事業化され、地域におけるJ Aの存在感が高まるとともに、組合員やJ A自身にも貢献しているではないか。そのため、現状から安易に生活活動を縮小・廃止するのではなく、まず、J A内での生活活動の位置づけをより明確化し、生活活動改革に取り組むべきではないか。それにはもちろん、組合員や地域住民のニーズを踏まえた魅力ある活動に取り組むとともに、優れた事業方式による対応が不可欠である。

近年、顧客囲い込みなど、従来J Aでとられてきた事業方式が企業の多くで導入、改良され、活用されているのに対し、多くのJ Aでは劇的な環境変化にも関わらず、事業方式を改良してこなかった。しかし、J Aには企業にない組合員組織を有しており、その組織力を活用した優れた事業方式を生み出す能力を有している。これらの能力を最大限発揮し、環境変化に対応した事業方式を構築して欲しい。そして、外圧による経営改善ではなく、外部の意見を聴きながらも内部主導の経営改善に取り組み、既存事業の復興に尽力するとともに、高齢者福祉、農産物直売活動の成功に見られるように地域にも貢献する生活活動への取り組みを推進してもらいたい。

## アジアのFTAについて考える

### 要旨

- 1 最近わが国はFTAへの取組みを積極化してきているが、交渉は、双方に守りたい分野があり難航するケースが少なくない。
- 2 アジアでは、主要国・地域がFTAに積極的に取組み、わが国としても眼をそむけていられる状況ではない。その背景には、世界的な地域主義の強まりと、すでにアジア各国が貿易と投資をとおして緊密につながりつつあることがある。
- 3 アジアのFTAは発展段階の異なる国同士が結ぶことが多く、以下の点が課題である。  
双方のメリットを出すことを優先し完全自由化原則を見直す。  
農業は、将来における食料安全保障等も考慮し柔軟な扱いとし、アジア各国の農業についての共通認識を作る。  
環境問題と持続可能な経済社会の建設に留意する。  
相互の発展を図る観点からの連携と協力を重視する。  
個別分野の利害対立としてとらえず、高い立場からアジアとの連携を考える。

### はじめに

- 1 わが国のFTAへの取組み
- 2 アジアにおけるFTAの動向
- 3 アジアにおける貿易とFTA
- 4 FTAの問題点と課題

### はじめに

近年、自由貿易協定（以下、FTA）（注1）の締結が世界的に盛んになっており、それはアジア地域においても、大きなうねりとなってきている。

わが国のFTAへの取組みは比較的新しいが、近年はアジア諸国とのFTAを中心に積極的に取組みがすすめられている。

しかし、その交渉実態をみると、必ずしも円滑にすすんではおらず、またその原因として、「日本の農業保護がネック」といわれる

ことも少なくない。しかしそのような意見には、農業について普段から考えている側から見ると、首肯し難いものが多い。

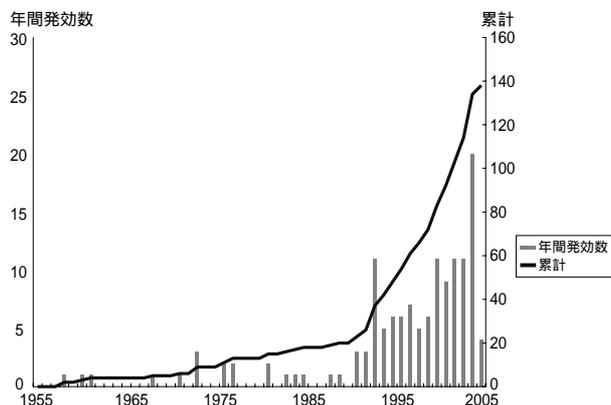
このような状況を踏まえ、本稿では、アジアにおけるFTAの動きを概観したうえで、今後のFTAのありかたについて考えることとしたい。

（注1）経済連携協定（EPA）とも呼ばれるが、本稿では、長く使われてきたFTAで表わす。

## 1 わが国のFTAへの取組み

2005年7月8日現在、世界全体で138のFTAがあるが、その多くは1990年代後半以降に発効したものである（第1図）。近年、WTOを舞台とする多国間貿易交渉は、発展途上国の発言力の急速な向上と農産物輸出国・輸入国間の対立等を背景に、遅れ気味であることから、合意に至りやすい二国間でのFTAが多く締結されるようになった。それはまた、協定国以外の国にとっては、協定国

第1図 FTA数の推移



資料 日本貿易振興機構「世界のFTA一覧」から作成  
 (注) 2005年7月8日現在。発効中の138件を発効年別に表わしたものを。

との間で不利な条件におかれることを意味しており、こうして、FTAは否応なしに多くの国を巻き込みつつある。

わが国は、2002年11月にシンガポールとの間で初めてのFTAを発効させ、また2005年4月にはメキシコとのFTAが発効した。その他の国との間の状況は第1表にみるとおりであるが、2003年末以降急速に取組みが拡大してきており、対象国も、アジアを主としつつも、最近ではアジア域外の国とも取り組む動きが出てきている。

しかし、具体的な交渉経過をみると、さまざまな困難に直面するケースが多く、そこには、FTAが本来もっている基本的な問題を垣間見ることができる。

農産物の分野では、わが国は重要品目を例外・除外扱いする方針で臨んでおり、この点が論点になることもあるが、交渉の実態をみると、必ずしも農業がFTAの障害になっているとはいえない。

たとえば、マレーシアは「国民車」を守りたい意向が強いため自動車の関税撤廃をめぐる交渉が難航し、結局、完成車の関税撤廃

第1表 わが国のFTAをめぐる状況

相手国	内 容
シンガポール	2001年1月～2001年10月政府間交渉。2002年11月協定発効
メキシコ	2002年11月～2004年9月政府間交渉。2005年4月協定発効
韓国	2003年12月～政府間交渉
マレーシア	2004年1月～政府間交渉。2005年5月大筋合意
フィリピン	2004年2月～政府間交渉。2004年11月大筋合意
タイ	2004年2月～政府間交渉。2005年8月基本合意
ASEAN	2005年4月～政府間交渉。また、同交渉の一環として、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムと物品貿易等の分野に関する二国間協議を開始
インドネシア	2005年7月～政府間交渉
チリ	2005年1月～産学官共同研究会
インド	2005年7月～産学官共同研究会
オーストラリア	2005年4月首脳会談、経済連携のありかたについて政府間で研究することで一致（FTA交渉入りは前提とせず。）
スイス	2005年4月首脳会談、政府間共同研究開始で合意
南アフリカ	2005年7月、中川・ムパルワ会談で、FTAを視野に入れた貿易協定について検討を始めることで合意。

資料 農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/>)、外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)、新聞報道から筆者作成

は大型車を先行させる一方で2000cc以下の自動車については2015年までの猶予を設けることで決着した。

タイとの交渉でも、農産品の分野は早くから合意に達した一方で、完成車については日本のプレゼンスが一段と強くなることを恐れる欧米からの圧力もあり、3000cc超の大型車のみ80%から60%への関税引下げを盛り込み、その他の車は再協議となった。また、日本側はタイに対し、サービスや投資等の広い範囲で原則的な自由化を求めてきたが、タイが並行してアメリカとFTA交渉を進めていることともからみ、先送りの決着となった。

アジア諸国との交渉では、人の移動が大きな争点となることも特徴である。2004年11月に大筋合意に達したフィリピンとのFTAは、看護師・介護福祉士の国家資格取得の枠組みが実質的な年間100～200人の人数制限になるとして、協定の調印のめどがたたない状況になっている。

さらに、韓国との間では、2005年中の合意をめざして交渉が開始されたが、具体的な関税削減等を提案するリクエスト・オファーも行われぬまま、2004年11月を最後に交渉が中断している。この原因として韓国は、日本が提案する農産物市場開放水準が低いことを挙げる。具体的には、日本は実際の貿易額を基準にその9割程度をカバーする品目を対象とするよう主張しているが、韓国は、貿易実績の有無に関係なく品目数で9割程度を対象にすることを主張しているとされる。しかし、この背景には、関税を撤廃した場合の工業製品分野における韓国側への被害の懸念があり、韓国の主張する方式は工業製品分野をより守りやすくするものだといわれている。両国の関税を撤廃した場合、韓国側には電子、精密機械、自動車、鉄鋼、中小企業等の分野で大きな被害がでると予想されてお

り、韓国の経済団体からは懸念の声が絶えない。このため、最近、自動車・自動車部品を関税撤廃の対象外とするよう非公式に要求してきたともいわれる。それでも、日本市場へのアクセスの改善と日本からの対韓投資・技術移転の促進により、日韓FTAは長期的には韓国経済の効率性と競争力促進に寄与するというのが韓国の考えであるが、問題は日本の農産物のみにあるのではなく、両国共に固有の問題を抱えていることに留意する必要がある。

このように、FTA交渉は自由貿易の理念だけで単純に推進できるものではなく、各国ともに、守りたい分野があるなかでどう一致点を見出すか、難しい状況に陥ることが多い。それは、わが国とアジア諸国とのFTAのように、発展段階の異なる国同士の場合特にいえることである。後述するように、FTAに盛り込むべき内容自体を見直すとともに、当事国の共存共栄を図る高い立場からの戦略が必要である。

## 2 アジアにおけるFTAの動向

しかし、アジア全体に眼を向けると、FTA締結の動きは極めて活発になっており、わが国としても、困難が多いからといって現実から眼をそむけていられる状況にないことも事実である。以下、主要国のFTAへの取組みをみていく（第2表参照）。

### 〔韓国〕

韓国のFTAへの取組みは比較的新しく、2004年4月に発効したチリを皮切りに、シンガポール、EFTA（注2）とのFTAが合意されている。

最近の取組み姿勢は極めて積極的であり、2005年3月の韓国政府発表によれば、韓国は2007年までに30～50か国とFTA締結を促進し、15か国とのFTA発効をめざす方針であ

第2表 アジア主要国のFTAへの動き

韓国	発効・合意済	チリ(2004年4月発効)シンガポール(2005年8月調印)EFTA(2005年7月受結)		
	交渉開始	日本(2004年1月~)ASEAN(2005年2月~)カナダ(2005年7月~)		
	共同研究	マレーシア(2004年8月~)インド(2005年1月~)MERCOSUR(2005年2月~)		
ASEAN	ASEAN全体	中国と包括的経済協力のための枠組み協定署名(2002年11月)オーストラリア・NZと交渉開始(2005年2月)韓国と交渉開始(2005年2月~)日本と交渉開始(2005年4月)EUと地域間貿易構想(TREATI)合意(2003年7月)FTA検討に合意している。インドと包括的経済協力枠組み協定締結(2003年10月)2011年(一部は2016年)までのFTA創設を予定		
		マレーシア	合意済	アメリカとの貿易・投資協定(FTAへの第1ステップ。2004年5月締結)日本(2005年5月大筋合意)
			交渉中・交渉に合意	パキスタンと特惠貿易協定(FTAへの第1ステップ。2004年10月~)NZ(2005年3月交渉開始合意)
	共同研究		オーストラリア(2004年7月~)韓国(2004年8月~)	
	シンガポール	発効	NZ(2001年1月)日本(2002年11月)EFTA(2003年1月)オーストラリア(2003年7月)アメリカ(2004年1月)インド(2005年8月)	
		合意済	ヨルダン(2004年4月受結)カタール(2005年6月合意)韓国(2005年8月署名)NZ・チリ・ブルネイとの4か国FTA(2005年6月合意)	
		交渉中・交渉に合意	スリランカ、バーレーン、パキスタン	
	タイ	発効・合意済	オーストラリア(2004年7月署名)NZ(2004年11月実質合意)日本(2005年8月基本合意)2002年11月には中ASEAN包括的経済協力枠組協定のアーリーハーベストの前倒し実施。	
		枠組協定	バーレーン(2002年12月)ペルー(2003年10月)インド(2003年10月)	
		交渉開始	アメリカ(2004年6月~)	
	中国	交渉	GCC(2004年4月交渉開始)オーストラリア(2005年5月交渉開始)SACU(2004年6月開始合意)チリ(2004年11月開始合意)パキスタン(2005年4月開始合意)	
		枠組協定	ASEAN(2002年12月署名)オーストラリア(2003年10月署名)NZ(2004年5月署名)	
共同研究		インドと実施中		
インド	協定	スリランカ(2000年3月)ネパール、ブータン、シンガポール(2005年8月)と発効済、アフガニスタンと特惠貿易協定(2003年3月締結)タイと枠組み協定(2003年10月締結。2004年9月からアーリーハーベスト実施)チリと経済協力枠組み協定(2005年1月締結)ASEANと包括的経済協力枠組み協定(2003年10月締結)MERCOSURと特惠貿易協定(2004年1月締結)SAARC加盟国間でSAFTA創設に向けた枠組み協定(2004年1月締結)BIMSTECと枠組み協定(2004年2月締結)GCCと枠組み協定(2004年8月締結)南アフリカと枠組み協定(2004年9月締結)SACUと特惠貿易協定締結に向け交渉中		
	共同研究	中国と実施中、韓国(2005年1月~)日本(2005年7月~)		

資料 外務省・農林水産省・経済産業省ホームページ、JETROホームページ、新聞報道等から筆者作成

(注)1 EFTAは、欧州自由貿易連合(スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)

2 MERCOSURは、南米南部共同市場(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)

3 GCCは、湾岸協力会議(サウジアラビア、アラブ首長国連邦)クウェート、バーレーン、オマーン、カタール)

4 SACUは、南部アフリカ関税同盟(南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト王国、スワジランド)

5 SAARCは、南アジア地域協力連合(インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルジブ)

6 SAFTAは、南アジア自由貿易地域

7 BIMSTECは、ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ

(バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータン)

る。

(注2) EFTAは、スイス、ノルウェー、アイスランド、  
リヒテンシュタイン

〔シンガポール〕

自由貿易体制の確立・強化をとおして発展  
を図るといふ基本的な方針の下に、アジア諸  
国の中では最も早くからFTAに積極的に取

組み、ニュージーランド、日本、EFTA、オーストラリア、アメリカ、インドとのFTAが発効、ヨルダン、カタール、韓国と合意済みであり、さらに、ニュージーランド・チリ・ブルネイ・シンガポールの4か国FTAに合意している。また、スリランカ、バーレーン、パキスタンと交渉を開始ないし、開始に合意している。

#### 〔タイ〕

タクシン首相が2001年2月に就任して以来、その強力なリーダーシップの下に、海外市場の拡大と海外からの投資呼び込みを図るためにFTAに取り組み、世界で最もFTAに積極的な国の一つと言われている。オーストラリア、ニュージーランド、日本と合意に達し、また、2002年11月には、中ASEAN包括的経済協力枠組協定のアーリーハーベストの前倒し実施を行った。さらに、バーレーン、ペルー、インドと枠組協定を締結、2004年6月にはアメリカと交渉を開始した。

#### 〔マレーシア〕

日本と2005年5月に大筋合意した他、アメリカとFTAへの第1ステップとしての貿易・投資協定を締結、また、パキスタンと特惠貿易協定交渉を実施中であり、ニュージーランドとは2005年3月にFTA交渉開始で合意した。さらに、オーストラリア、韓国とFTAの共同研究を実施している。

#### 〔ASEAN〕

ASEANは、1992年の首脳会議においてAFTA（ASEAN自由貿易地域）構想に合意し、以後、原加盟国と新規加盟国で時間差はあるものの関税引下げ、非関税障壁の撤廃、関税分類・手続きの標準化等に取り組んでおり、今のところ2015年には関税撤廃が最終的に実現すると見込まれている。

対外的には、2002年11月に中国との間で枠組協定に署名、2010年（新規加盟4か国は2015年）までに中国・ASEAN自由貿易地域を実現することで、取組みがすすめられている。

EUとの間では、2003年4月に貿易・投資拡大の枠組みとして「EU - ASEAN地域間貿易構想」に合意、EUは、WTOドーハラウンド決着後にFTA交渉に着手する意向にある。

インドとは、2003年10月に枠組協定を締結、2011年（一部は2016年）までにFTAを創設する予定である。

さらに、2005年に入り、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、日本とFTA交渉を開始している。

#### 〔中国〕

中国も近年、FTAに対して積極的な動きをみせている。

上記ASEANとの取組みに加え、GCC、オーストラリアと交渉を開始、SACU、チリ、パキスタンと交渉開始に合意した（注3）。また、インドとは共同研究を実施中である。

さらに、最近では、日本および韓国に対するFTAの呼びかけが盛んになってきた。日中韓三カ国の研究機関（注4）は2001年からFTA研究を行ってきているが、2005年5月の日中韓外相会談では中国から三カ国FTAの産官学研究会設置の打診が行われた。結論は見送りとなったが、同月の中韓首相会談では中国側から中韓FTA交渉の早期開始意向が出され、また王毅駐日大使が日中FTA推進を提唱するなどの動きも出ている（注5）。

このような取組みは、2000年11月の日中韓三国首脳会談で提案されたASEAN+日中韓3国による「東アジア自由貿易圏」へとつながる地域戦略のもとにすすめられているものといえる。

〔インド〕

アジア地域でFTAが拡がりを見せる中で、インドは、輸出市場を確保するためアジアに対するFTA戦略を積極化させている。

既に、スリランカ、ネパール、ブータン、シンガポールとのFTAが発効済みであり、さらに、アジアではアフガニスタン、タイ、SAFTA、BIMSTEC、ASEANと、アジア域外ではチリ、MERCOSUR、GCC、SACUと枠組み協定等を締結している（注3）。

インドはこのように、アジアでは南西アジアに止まらずASEANまで、そして最近是中国・韓国・日本との共同研究を開始して東アジアまで視野に入れたFTA戦略をすすめており、インドが力を入れているルック・イースト政策の表れをみることができる。

（注3）GCC、SACU、SAFTA、BIMSTEC、MERCOSURは、第2表の（注）を参照。

（注4）日本は総合研究開発機構（NIRA）中国は国務院発展研究中心（DRC）韓国は対外経済政策研究院（KIEP）が参画している。

（注5）2005.2.22付日本経済新聞「経済教室」

### 3 アジアにおける貿易とFTA

このようにFTAへの取組みが盛んになったことの背景として、一つには、世界における地域主義の強まりがあげられる。WTOにおける多角的貿易交渉が難航するなかで、二国間・地域間の経済連携が盛んになっている。EUは2004年5月に10か国が加盟して25か国となり、さらに現在、ルーマニアとブルガリアが加盟交渉中である。アメリカ大陸においては、1994年に発効したNAFTAに加え、MERCOSUR（南米4か国）とアンデス共同体（同5か国）が「MECOSUR・アンデス共同体FTA」を2003年12月に締結するなど、南米でも連携が盛んになり、さらにアメリカは、キューバを除く南北アメリカ大陸34か国で構成するFTAA（米州自由貿易地域）構想を推進している。このような動きをうけて、アジアにおいても遅ればせながら、各国の地域戦略がからみつつ連携を強化する気運が高まってきた。

二つ目の背景として、すでにアジア各国の経済は貿易と投資をとおして緊密なつながりをもつようになってきていることがあげられる。第3表は、日・中・韓およびASEAN5か国

第3表 日・中・韓・ASEAN5の輸入先構成比

（単位 %）

輸入先	全品目		農産物		穀物		野菜		畜産物	
	1998	2003	1998	2003	1998	2003	1998	2003	1998	2003
日本	12.1	12.8	0.7	0.9	0.4	0.4	0.2	0.1	0.2	0.1
韓国	5.1	5.8	1.4	1.5	0.4	0.8	2.8	2.9	3.8	0.1
中国	7.0	9.5	9.3	11.6	10.6	17.8	45.7	47.4	6.3	2.7
ASEAN5	14.1	14.4	12.8	14.2	10.4	10.0	8.9	13.0	5.1	5.9
NAFTA	21.4	14.0	36.5	32.1	44.9	39.9	19.3	14.3	37.4	42.9
EU25	13.7	12.4	11.6	10.5	6.6	8.6	3.2	2.7	14.2	17.1
豪州・NZ	3.9	3.0	7.9	6.8	13.9	13.4	9.6	8.9	26.3	24.2
その他	22.7	28.0	19.8	22.4	12.8	9.0	10.5	10.7	6.7	7.0
輸入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 日本貿易振興機構「World Atlas」から作成

（注）1 日本、中国、韓国、ASEAN5（タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア）計8か国の米ドルベースの輸入先別構成比である。

2 シンガポールについては、インドネシアからの輸入は含まれておらず、また、1998年欄は1999年の値である。

3 品目区分はHS2桁コードにより、以下のとおりとした。

農産物：06～15、17～24 穀物：10、11、19 野菜：07 畜産物：01、02、04、05

第4表 国・地域別貿易額（全品目・2003）

（単位：億ドル）

		輸入国・地域							
		日本	韓国	中国	ASEAN5	NAFTA	EU25	豪州・NZ	その他
輸出国・地域	日本		362	740	592	1,281	752	117	1,055
	韓国	179		430	160	393	269	37	537
	中国	753	218		285	1,011	779	70	1,447
	ASEAN5	533	174	452	750	711	598	129	947
	NAFTA	691	271	399	499				
	EU25	499	197	544	409				
	豪州・NZ	171	66	83	83				
	その他	1,002	495	1,469	752				
	輸入合計	3,828	1,783	4,116	3,530				

資料 日本貿易振興機構 “World Atlas”

- (注) 1 ASEAN5はタイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア。  
NAFTAはアメリカ、カナダ、メキシコ。EU25は2004/4月拡大後の25か国。  
2 シンガポールのインドネシアからの輸入は含まれず、また同国の1998年値は1999年のものである。  
3 日・中・韓・ASEAN5の輸入データを基本とし、これら8か国からその他地域への輸出額のみ、8か国・グループの輸出データを用いた。

第5表 国・地域別貿易額（野菜・2003）

（単位：百万ドル）

		輸入国・地域							
		日本	韓国	中国	ASEAN5	NAFTA	EU25	豪州・NZ	その他
輸出国・地域	日本		0	0	3	3	0	0	16
	韓国	82		0	1	2	0	0	5
	中国	946	153		256	156	245	13	550
	ASEAN5	88	7	155	121	15	152	3	35
	NAFTA	310	21	25	53				
	EU25	44	2	3	28				
	豪州・NZ	151	8	4	93				
	その他	138	24	54	90				
	輸入合計	1,758	215	242	644				

資料・注は第4表に同じ

の輸入先国・地域の構成比を表わしたものである。2003年では、全品目ベースで約4割が域内からの輸入となっている。農産物は穀物のNAFTAからの輸入が多いため28%、畜産物もNAFTAおよびオーストラリア・ニュージーランドからの輸入が多いため9%と低い。野菜だけで見ると63%となっており、品目によっては域内貿易の比重がかなり高い。

このように、産業別・品目毎の濃淡は伴いつつも、全体として、アジア地域の貿易をとおしたつながりは強いものになってきている。FTAを推進する主要な動機は、自国製品の

市場を確保したいとするものや、投資を呼び込みそれを経済発展につなげたいとするものなど、国によってさまざまであるが、アジアにおけるFTAへの動きは、このような実体経済の緊密化から生まれてくる帰結であるともいえる。

なお、2003年の国・地域間貿易額を見てみる（第4～6表）。全品目ベースでは、日本、韓国、中国、ASEAN5とも、域内からの輸入比率が概ね40～50%となっているが、輸出の場合は域内比率が概ね5～10%ポイント低い。

第6表 国・地域別貿易額（果実・2003）

（単位：百万ドル）

		輸入国・地域							
		日本	韓国	中国	ASEAN5	NAFTA	EU25	豪州・NZ	その他
輸出 国・ 地域	日本		0	2	1	6	0	0	44
	韓国	59		20	3	16	1	0	24
	中国	157	22		234	69	111	10	213
	ASEAN5	529	112	167	113	75	99	20	344
	NAFTA	887	165	81	144				
	EU25	25	0	6	12				
	豪州・NZ	161	20	42	83				
	その他	281	26	174	107				
	輸入合計	2,099	346	492	696				

資料・注は第4表に同じ

また農産物については、アジア地域内の貿易が比較的多い野菜と果実についてみると、野菜の場合は輸出・輸入ともにアジア域内の比率が高く、輸出の域内比率は韓国92%、中国58%、ASEAN5 64%となっており、輸入の域内比率は日本64%、韓国74%、中国64%、ASEAN5 59%となっている。果実の場合は輸出の域内比率が高く、韓国67%、中国51%、ASEAN5 63%となっている。野菜においては、中国から日本、ASEAN、韓国へ、ASEANから中国、日本へ、韓国から日本へという流れが、また果実においては、ASEANから日本、中国、韓国へ、中国からASEAN、日本へ、韓国から日本へ、という流れが生じている。

#### 4 FTAの問題点と課題

このように、アジアにおけるFTAの拡がりには世界およびアジアの実体経済の変化を反映したものはあるが、それは一方で、解決すべきさまざまな問題を提起してきている。

アジアにおいては、国によって経済格差が著しい。1人当たりGDPを比較すると、ASEAN加盟国中最低のカンボジアは290ドルで、日本の107分の一である（2002年）。多くの国で農業のウエイトが高く、産業の育成

を図る途上にある。また、経済活動にかかる法制度が未整備である国も多い。このため、アジアにおけるFTAにおいては、先進国同士の協定が多かった従来のFTAとはまた異なる難しさを内包している。以下、アジアのFTAでよくみられる問題点と課題について簡記する。

#### （1）自由化の考え方について

第一は、FTAの基本的なあり方についてである。第1章でも触れたとおり、自動車産業、鉄鋼産業、情報通信や金融などのサービス産業など、各国とも守りたい産業があり、先進国側がこれらの分野で原則的な自由化を要求する場合、交渉が難航することが多い。わが国においては、農業や労働者受け入れなどの面で日本が消極的であることが、相手国のこのような姿勢を生んでいるという論調が少なくないが、これは皮相な見方であり、FTAによってどのような経済発展が期待されるのかという、根本的な問題が背景にあることを忘れてはならない。単なる原則的自由化によっては、必ずしも双方の利益になるとは限らない。相互に配慮すべきところには配慮し、双方のメリットを出していくことが必要である。

その場合、FTAについてのGATTの規定が問題になる。GATT24条は、FTAにおいて、実質上すべての貿易について合理的な期間内に自由化を行うことを求めており、その具体的な規定はないが、「実質上すべて」とは貿易量の90%以上を対象とすること、「合理的な期間内」とは10年以内であると了解されている。発展途上国同士のFTAの場合にはこの規定は適用されないが、わが国が当事国となる場合には適用されることになる。現実には、過去のFTAにおいても、この規定の枠に入らないさまざまな措置がとられてきているのであるが（注6）、アジアのような多様な国同士がFTAに取り組む場合を想定すると、このような原則完全自由化の考え方は見直す必要がある。

（注6）拙稿「貿易交渉と農業」（『農林金融』2004年12月号p7～9参照）

## （2）農業の考え方

第二に、農業についての考え方である。第3章でみたとおり、すでに農業においても貿易をとおして各国は深く結びついており、FTAに取り組む以上、農業を完全に除外するというのは非現実的であろう。そして、FTAによって被害を受ける分野に対しては、しっかりした対策を打つ必要がある。

しかし、農業は、食料の安全保障や国土保全、地域社会の維持等の多面的な機能を担っており、この観点から、重要な品目については例外とする等、柔軟な対応が必要である。ここではとくに、食料の安全保障については、現時点での安全保障の確保だけではなく、将来にわたる長期の時間軸で考える必要があることを指摘しておきたい。

たとえば韓国と日本では、韓国の方が農業の競争力があり、関税を撤廃すると韓国から日本への農産物輸出が増えると見込まれている。しかし、両国の農業生産構造を比較する

と、韓国の方が農業者の高齢化が急速かつ深刻に進むとみられ、また、韓国の農家は年間の総所得を上回る負債を抱えており、将来にわたっての生産基盤の維持には不安が大きい。現在の「経済合理性」を考えて自由化を行っても、将来は両国で生産が縮小し、食料自給が一層後退する可能性がある。

圧倒的な価格競争力と生産規模の下に、日本農業にとって大きな脅威ととらえられている中国についても、同様のことが言える。中国の人口は、現在の13億人から将来は16億人にまで増加する見通しであり、中国政府は食料を95%自給していくという方針を出しているが、食料生産が人口の伸びを上回って増加することは見通し難く、日本が現在過度に食料の対外依存を深めた場合、将来の食料確保に大きな不安を残すことになる。このような選択を合理的とは、とうてい言えないはずである。

このような問題について、アジアの各国と積極的に議論を行い、アジアにおける農業のあり方について、各国の共通認識を作りあげていくことが重要である。将来、アジア地域の連携が強化されればされるほど、農業についてのこのような共通認識が必要になってくると考えられる。

## （3）環境問題と持続可能な経済発展

第三に、貿易は単なる経済効率性のみを考慮するだけでなく、環境保全等公共的な問題への配慮が必要である。マングローブ林のエビ養殖池への転換や違法伐採による木材製品等資源破壊的な輸出品目生産、過去深刻な問題を引き起こした先進国からの公害輸出等の経験を踏まえて、環境保全との調和が十分に図られる必要がある。それは、環境破壊を引き起こすような生産方式による産品を輸入しないというだけでなく、相互にいかにして食品の安全性を確保していくか、さらには、い

かにして持続可能な経済社会を作りあげていくか、後述する協力の問題にもつながる問題である。

#### (4) 連携と協力

第四に、最近ではEPA（経済連携協定）と呼ばれることが多くなったことにも表れているように、FTAを単なる貿易自由化協定と位置付けず、相互の経済の幅広い分野での連携の強化と、相互の発展を図る観点からの協力を組み入れていくことが重要である。

協力については、経済社会の幅広い分野での取組みが望まれるが、ここでは、環境問題と農業問題について指摘しておきたい。

アジアの多くの国は、今後の経済成長に大きな期待を持っているが、地球環境問題の観点からみると、それは新たな環境問題の深刻化をもたらすことにもなる。また、資源・エネルギーの制約が、成長の足かせになる可能性もある。たとえば、2030年に人口が16億人に達する中国において、1人当たりの指標が現在のアメリカ並になるとすると、中国の2030年の商業エネルギー消費量は現在の世界全体発生量の1.45倍に、CO<sub>2</sub>発生量は同1.54倍になる。アジア各国の今後の発展次第では、地球がさらにいくつも必要になるのである。したがって、これからは、先進国のみならずこれから発展する国にとっても、持続可能な経済社会の構築は極めて重要な課題になる。そのような観点から、わが国の経験と技術を活かす場面は少なくない。

農業の分野でも、生産技術の開発や農民への技術・経営指導、流通機構の整備、農民の自発的な発展を支える農民組織の育成等を通して、真に農民の利益になる取組みを行ううえで、わが国は多くの経験と人材を持っている。

非農業分野での協力も含め、このような取組みを行うことが、相手国の内発的発展の条件整備を促し、双方の経済発展と共存共栄に

つながるものといえよう。

#### (5) 地域構想と戦略

わが国の従来のFTA交渉では、ともすると個別の産業分野や品目に関心が集中し、さらに大きな戦略レベルでの議論があまりみられていない。その結果、工業品、サービス、投資などの「攻めたい」分野と、農業や人の受け入れなど「守りたい」分野の利害対立として、場合によっては官庁間の「省益」の対立といった皮相な見方でとらえられがちである。

しかし、FTAは、単に物の売り買いや投資の取り決めにとどまらず、その結果は、将来における相互の国の経済社会の姿にも大きな影響を及ぼすものである。本章では、FTAをすすめるうえでの問題点と課題を四点挙げてきたが、このような問題に適切に対処していくためには、個別の産業・分野のレベルを超えて、より高い立場から相互の連携強化のあり方について考えていく必要がある。わが国がアジア諸国と積極的にFTAに取り組むのであれば、アジアに対していかなる戦略をもち、どのような将来像を構想するのが問われてくる。

このような構想と戦略がしっかりと確立されるなかで、アジア各国とのより深い対話がすすめられることを期待したい。

(石田信隆)

#### 参考文献

外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/>)

農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/>)

経済産業省ホームページ

(<http://www.meti.go.jp/>)

日本貿易振興機構ホームページ

(<http://www.jetro.go.jp>)

## JA上伊那における事業組織改革と将来を展望した取り組み

### 1 はじめに

2005年8月現在の総合農協数は876。それぞれの農協を取り巻く環境は異なり、これまで積み重ねてきた歴史、組織、事業の方式も違う。統計によって平均的な農協の現状を把握することも重要であるが、ここでは、農協が多様であることを踏まえて今後の農協の方向性を考える参考とするために、地域、規模、事業内容などが異なるいくつかの農協について中期計画を中心とした聞き取り調査を行った結果を紹介していきたい。中期計画を取り上げているのは、それが各農協の現在抱える課題への一つの回答であり、今後の舵取りの方向を示すものだからである。

### 2 JA上伊那の概況

1回目は長野県のJA上伊那を取り上げる。

JA上伊那は96年に5つのJAが合併して設立された。管内は長野県南部の2市4町4村からなり、人口6万人の伊那市、同3万人の駒ヶ根市を含む一方、高遠町、中川村、長谷村という過疎地域が含まれている。面積は1,348 km<sup>2</sup>と長野県の約10分の1を占める。

管内は中央アルプスと南アルプスに囲まれ、肥沃な平野が広がる伊那谷とよばれる地域であり、中心部には天竜川、三峰川の大川が流れ、並行して河岸段丘が形成されている。

農業は河岸段丘の広大な農地を利用して稲作、野菜、花き、畜産が盛んである。また電気機械、一般機械、精密機械などの製造業が近年発展を遂げたため景況は底堅く、05年5

月の有効求人倍率は1.2と県内最高である。

管内の総世帯数は6万5千戸、うち農家戸数は1万4千戸を占める。恒常的な勤め先が地元が多いこともあり、販売農家に占める第2種兼業農家の割合は80%と県平均68%を10%以上上回る。高齢化の進展と後継者不足から総農家数は90年から00年の10年間で13%減少、耕地面積も8%減少している。

当JAは、組合員数2万4千人の比較的大規模な農協である。正組合員一人当りの事業量、職員数等を全国平均と比較すると、第1表にみられるとおり、職員数全体、金融・共済・販売・購買の各事業量では0.8~1.2倍などあまり大きな差はみられない。ただし、営農指導員、生活指導員数、生活購買品取扱高

第1表 JA上伊那の概要(2003年度)

	単位	実数		正組合員1人当り事業量、利益等 (*は正組合員1万人当り)		
		JA上伊那	a	単位	JA上伊那	全国
				b	c	b/c(倍)
組合員数合計		24,009		-	-	-
うち正組合員		18,733		-	-	-
職員数	人	1,059	人	565*	486*	1.2
うち営農指導員		82		44*	29*	1.5
生活指導員		16		9*	5*	1.9
事業所数	店	39	店	21*	43*	0.5
貯金残高		2,160		1,153	1,494	0.8
貸出金残高		629		336	419	0.8
長期共済保有高		16,670		8,899	7,356	1.2
販売事業取扱高		179		96	92	1.0
うち米		57		30	23	1.3
野菜		57		30	25	1.2
購買事業取扱高	億円	147	万円	78	71	1.1
うち生産購買品		58		31	47	0.7
生活購買品		90		48	24	2.0
事業総利益		98		53	41	1.3
事業管理費		94		50	38	1.3
事業利益		4		2	3	0.8
経常利益		9		5	4	1.2
事業管理費比率	%	96	%	96	93	1.0

資料 上伊那農業協同組合「協同のあゆみ」、農水省「総合農協統計表」

は全国平均を大きく上回るのが特徴的である。

### 3 第3期中期経営計画（04～06年度）

#### （1）中期経営計画の作成プロセス

合併後に作られた「JA上伊那の基本理念」では当JAの社会的使命として、「農を基盤に、地域の人々の明日の暮らしを耕す最良の事業、サービスの追求」をあげ、11年には「協心、共感コミュニティー」という「地域ビジョン」が作られた。以下で取り上げる第3期中期経営計画（04～06年度）はこれらを土台として作成された。

具体的な計画作成は、まず各部門が原案を作成しそれを総務企画部で取りまとめるという農協内部におけるボトムアップによる。

総務企画部でまとめられた原案は、部長と常勤役員による政策会議、政策会議メンバーに基幹支所の支所長を加えた経営会議、理事会の各専門委員会（総務金融共済、営農、経済）での検討を経て、04年1月に理事会で方針案が了承された。組合員には、支店運営委員会と組合員懇談会で説明が行なわれ、04年5月の総代会で承認された。さらに、組合員に直接影響の大きい店舗再編計画は、理事会の緊急委員会を開催し地域と組合員にとってどのような内容が好ましいかを別途検討した。

#### （2）基本方針

第3期中期経営計画では、「農業」、「地域」、「経営」の3つの視点から、農業所得の向上、地域社会への貢献、健全経営の確立という3つの基本方針が掲げられている。

以下では、この3つの基本方針に沿って、計画の内容を紹介するが、今期計画の柱は健全経営の確立であり、合理化を中心とする経済、金融等の事業組織改革である。

#### （3）中期経営計画の内容

##### a 健全経営の確立

###### （a）先行した給油所、Aコープ改革

合併後は経常利益が大幅に縮小するなど収支が悪化したため、当JAは経営改善のために早くから事業組織改革に取り組んだ。第2期中期経営計画（01～03年度）では給油所とAコープの外部委託化によって収支改善を図った。給油所の大半は退職した農協職員等に業務委託し、取扱量に応じた委託料を支払うこととした。Aコープは、中規模店以上を全農県本部との共同経営とした。また小規模店は業者および個人に経営委託し、JAは賃貸料を受け取っている。

また、02年度には金融店舗の機能再編を実施した。40店舗中37店舗にあったCIF（支所勘定）を16店舗（本所を含む）に統合し、その16店舗を全ての機能を持つフルバンク店、他の24店舗は窓口業務主体の地域サービス店として、店舗を機能別に分化した。

###### （b）営農事業の拠点整備と金融店舗改革

第3期中期計画ではこれまでの改革をさらに進め、事業管理費を一層抑制し強靱な経営を作ることをめざしている。

今期のポイントの一つは、営農事業の拠点整備である。支所単位であった営農事業を、営農指導を3グリーンセンター、資材店舗を9地区拠点に集約、生産資材の配送拠点も7センターから3センターに集約する。

もう一つは金融店舗の機能をさらに見直し、コスト削減を図るものである。金融店舗は、すでにフルバンク店と地域サービス店に分けていたが、フルバンク店16店舗はそのまま、24の地域サービス店は10店舗にして、新たに機械サービス店8店舗、取次サービス店4店舗という限定したサービスを提供する店舗を導入し、2店舗は廃止した。機械サービス店

にはATMを設置するとともに、ATM機の操作支援と各種相談の取次ぎを行う職員1名を配置し、また、取次サービス店には機器類は設置せず、職員1名で当座性貯金の入出金と各種相談の取次対応を行うこととした。

金融部門では、このように店舗機能再編でコスト削減を進めるとともに、融資伸長を中心に収益増加に取り組み、収益基盤の安定化を図っている。全国統一商品の住宅ローン「JA安心計画」の当JAの取扱は全国でも高い伸びを記録し、収益にも貢献している。ローン伸長のため、県内で最初にローンセンターを開設し、住宅業者との連携も図った。また、貯金吸収中心だった渉外担当者のローン取扱の拡大を可能とするために、融資経験の豊富な担当者を同行した渉外活動の実施や外部コンサルタントによる研修などを行っている。

### (c) 少数精鋭型事業組織の構築

Aコープ改革や店舗再編等によって、合併した96年度当初1,546名であった職員数は04年度には1,036名と3分の2まで減少し、この職員規模での組織構築が必須となった。そのため、新人事制度を導入し、年功序列の賃金体系に職能給を導入、また総合職と専門職という複線型人事制度とした。

他JAに比べ厚く配置されていた営農指導員、生活指導員数も大幅に減少し、営農指導員は96年度の120名が04年度までに80名となり、生活指導員は同じく21名が16名となった。人数の減少を機能強化で補うために、営農事業の拠点整備の一環として営農指導員は支所ごとの配置からブロックごとへと担当範囲を広げるとともに、米や野菜など品目別担当とし専門性を高めることとした。さらに、組合員と農協との関係が疎遠とならぬよう、農協OBを営農指導員の補助員(9名が技術指導

のため登録)、女性部員を生活指導員の補助員(152名が研修会講師等として登録)としてカバーしている。

### b 農業所得向上

営農部門では、前述のとおり営農事業の拠点整備に取り組むと共に、売れる農産物生産への転換、超重点作物拡大の取り組み、多様な販売体制の構築等により、農業所得向上のための支援に取り組んでいる。

については、例えば米の品種をモチ米や酒米という需要の強い品種へと誘導している。また、については、生産調整の超重点作物としてねぎに取り組むこととした。については市場、独自販売、地元流通等多様な販売への取り組みが進められている。

### c 地域社会の貢献

#### (a) 組合員の拡充

地域社会の貢献として計画されている項目のうち、「組合員の拡充と組合員組織の活性化」を取り上げる。

後継者不足等で正組合員が減少する一方、准組合員は住宅ローンの「安心計画」利用者を中心に増加し、04年度は組合員数全体が増加に転じた。融資伸長や員外利用規制に対応し組合員をさらに拡充するため、中期経営計画ではその環境整備として、新規加入組合員の出資基準引き下げと賦課金の見直し(准組合員2,500円 1,000円、正組合員に対する経営基礎割賦課金の廃止)を打ち出した。

#### (b) 組合員組織の活性化

農家組合は集落や地区を基盤とした農協の基礎組織であるが、規模も活動状況も様々なのが現状となっている。組織の活性化、機能強化のための方策について、支所単位への組織集約も含め検討している段階である。

また、生活部会については、合併前の一つ

の農協では、営農と生活は両輪であり、その組合員組織は、営農は農家組合、生活は生活部会という考え方で、農家組合同様生活部会も全戸が自動的に加入するとしていた。JA上伊那でも同様の規定を設けている。しかし、現実には生活部会の組織率は約3割と、規定と実態がかい離しているため、農協役員、生活部会役員、職員からなる検討委員会で全戸加盟を含め組織のあり方を検討中である。

農家組合、生活部会ともに各地域がこれまで積み上げてきた歴史があるため、その改革には慎重に取り組んでいる。

#### d 新たな事業展開への取り組み

事業組織改革を進めるとともに、次代に向けた新たな事業展開への取り組みも行っており、特に力を入れているのは、集落営農についての支援と食育である。

##### (a) 集落営農活動強化支援

管内の農家の多くは兼業農家で、後継者問題も深刻であり、農地を個人では守れなくなっている。そのため、農協では行政とともに集落営農を進めており、これまでに「農業生産法人田原」など3つの法人が設立された。05年度から農協では法人の立ち上げ時に法人化に伴う事務的な支援を行うという人的支援と、法人が望めば農協から出資をするという資金支援ができる仕組みを作っている。

##### (b) 食育

これまでも管内各地区、各支所単位でさまざまな食育への取り組みを行ってきたが、農協全体として食育に取り組むこととして、子供と次世代を対象として、食農教育を開始することを予定している。

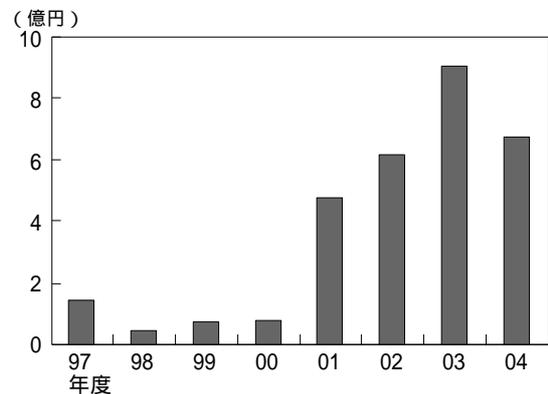
## 4 むすび

JA上伊那の中期計画について注目される

点をあげて、むすびとしたい。

第1は、合併後悪化した経営を改善するために、経営の合理化を着実に進めてきたことである。合併以降、Aコープ、SSの改革、資材店舗、金融店舗などの事業組織改革を継続的に実施してきた。これによって人件費を中心に経費の大幅な削減が可能となり、その成果が積み重ねられてきた。総じて事業量、事業総利益の減少が続くなかで、98年度には4千万円まで縮小した経常利益が、03年度9億円、04年度7億円まで回復していることにもその成果は現われているといえよう(第1図)。

第1図 JA上伊那の経常利益の推移



資料 上伊那農業協同組合「協同のあゆみ」

第2は、次代につなぐ新たな事業展開のための取り組みが「農」を基盤とし、かつ地域社会への貢献につながるものであることである。JA上伊那管内は、小売店、スーパーなどの商業施設が多く、またほとんどの市町村には郵便局だけでなく、地銀、第2地銀、信金、信組の支店もあるなど農協の競合相手は多い。そうした中で農協が強みを出せるものは営農であるとして、集落営農の事務局機能の強化や営農技術指導の向上を図り、また食育にも力を入れている。基本理念にもあるように、「農」を基盤とし、地域に向けて、という方向性が、新たな事業展開においても重視されている。(斉藤由理子)

## 日本の酪農業とWTO農業交渉

### 1 戦後大きく発展した日本の酪農

日本の酪農は戦後急成長し、04年の牛乳生産量は829万トンで、60年の4.4倍、80年の1.3倍になっている。また、酪農の産出額は7,966億円で農業産出額全体の8.9%を占めており、特に北海道では酪農（3,417億円）は農業産出額の32.3%を占めている（03年）。

国内生産量増大の一方で乳製品の輸入量も増大しており、04年の輸入量は400万トン（牛乳換算）で、60年の16.8倍、80年の2.8倍になっている。その結果、牛乳の自給率は60年には89%であったが、04年では67%に低下している。

こうした生産量・輸入量の増加の背景には牛乳・乳製品の消費量の増加があり、04年の国民一人当たりの牛乳・乳製品年間消費量は93.6kg（生乳換算）で、60年の4.2倍、80年の1.4倍になっている。ちなみに、この牛乳消費量は米消費量の1.5倍であり、日本人はタンパク質・脂質の1割、カルシウムの3割近くを牛乳から摂取している。

### 2 酪農の生産構造 戸数の減少と規模拡大

日本の酪農は、他の畜産部門と同様に、生産農家戸数の減少と多頭化という大きな構造化を続けながら発達してきた（第1表）。酪農家戸数は60年には410千戸あったが、80年には115千戸に減少し、さらに04年では29千戸に減少している。一方、1戸当たりの飼養頭数は60年ではわずか2.0頭であったが、80年には18.1頭、04年では58.7頭（北海道は95.6頭）になっており、日本の平均頭数は

第1表 日本の酪農業の概況

年	戸数	総頭数	1戸当り	生乳	北海道	1頭当り	乳製品	牛乳
	千戸	千頭	頭/戸	千トン	割合	搾乳量	輸入量	消費量
					%	kg/頭・年	千トン	kg/人・年
1960	410	824	2.0	1,887	21.0	4,010	237	22.2
1970	308	1,804	5.9	4,761	24.9	4,398	561	50.1
1980	115	2,091	18.1	6,504	32.5	5,006	1,411	65.3
1990	63	2,058	32.5	8,189	37.4	6,383	2,237	83.2
2000	34	1,764	52.5	8,497	43.0	7,401	3,952	94.2
2004	29	1,690	58.7	8,289	46.1	7,736	3,995	93.6

資料：農林水産省「畜産統計」「牛乳・乳製品統計」「食料需給表」

EUの平均を上回るに至っている。

こうした生産構造の変化は、小規模層が離農（または上位層へ成長）する中で大規模層が飼養頭数を増加させたためであり、94年から04年の10年間で、29頭以下の酪農家は半減し、80頭以上が倍増しており、04年において、29頭以下の酪農家の割合は41.0%（94年は53.1%）で、80頭以上の割合は9.8%（同2.9%）になっている（第2表）。ただし、こうした規模拡大の過程で負債を多く抱えてい

第2表 飼養規模別酪農家戸数

（単位：戸、%）

成畜頭数	1994	2004	2004/94
子畜のみ	1,540	620	59.7
～9頭	8,220	3,090	62.4
10～14	4,570	2,080	54.5
15～19	3,990	2,190	45.1
20～29	8,260	4,460	46.0
30～39	7,210	4,490	37.7
40～49	5,580	3,400	39.1
50～79	6,510	5,410	16.9
80～99	820	1,260	53.7
100頭～	550	1,570	185.5
計	47,200	28,800	39.0

資料：農林水産省「畜産統計」

る酪農家も一部に存在している。

総飼養頭数は85年までは増加したが、その後は減少傾向で推移している。しかし、品種改良、飼育技術の発達等により1頭当たりの搾乳量が増加したため（03年は7,610kg/頭・年で、60年の1.9倍、80年の1.5倍）、牛乳生産量は96年までは増加し、それ以降もほぼ横ばいで推移している。

牛乳生産量を地域別に見ると、北海道が45.8%を占めており、関東15.6%、九州9.6%、東北9.2%である（03年）。北海道の割合は、60年は21.0%、80年は32.5%であったが、現在では全国の半分近くを占めるに至っている。生産した牛乳は飲用向けと乳製品向けに分けられるが、04年では飲用向けが490万トン（59.2%）、乳製品向けが330万トン（39.8%）である。飲用向けと乳製品向けの割合は地域差が大きく、北海道では生産された牛乳の7割以上が乳製品向けであり、東北も乳製品向けが2割を超えるが、他の地域では飲用向けが9割以上を占めている。

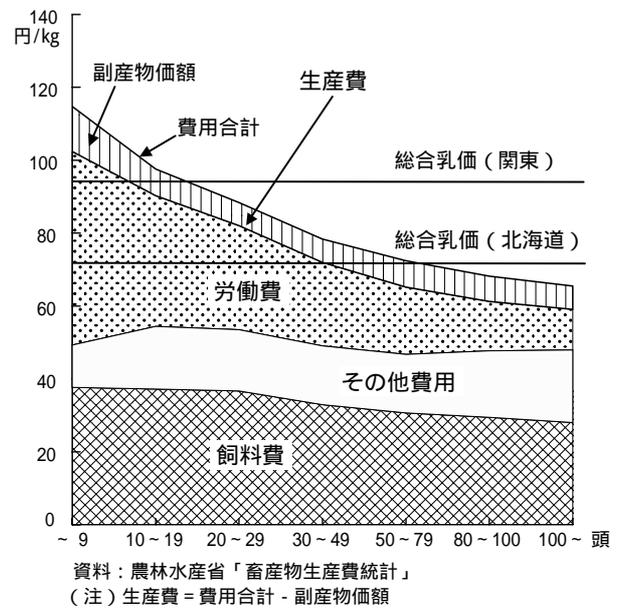
### 3 牛乳の価格と生産コスト

牛乳は以下のような特性を有しており、そのことが牛乳の価格決定の仕組みに影響している。牛（搾乳牛）は毎日牛乳を生産し、搾乳が毎日必要である（穀物は年1回の収穫）。

牛乳は長期保存ができず、保存するためには乳製品に加工する必要がある。生乳の流通・加工には一定規模の設備が必要であり、牛乳・乳製品の加工・販売は一部の大手乳業メーカーが大きなシェアを有している。減少したとはいえ生産者は零細で数が多く、農協・酪農協を組織して価格交渉を行っている。

牛乳の生産者価格（乳価）は飲用向けと加工

第1図 牛乳の生産費（1kg当たり、04年）



向けでは異なった価格になっており、飲用向けの価格は乳業メーカーと生産者団体との価格交渉(年1回)によって決定されている。加工向けの牛乳については、かつては不足払い制度のもと政府が行政価格(基準取引価格、保証価格、安定指標価格)を示し、保証価格と取引価格との差額を補填(不足払い)していたが、01年度よりこの制度は廃止され、現在は加工原料乳価格も生産者団体と乳業メーカーの相対取引で決定され、政府が生産者に加工原料乳補給金を支給している(03年度の補給金単価は10.74円/kg)。牛乳の需給調整・価格決定を市場経済のみに委ねると需給の不均衡が生じて価格が不安定になるため、酪農に関してはEUや米国でも政府が深く関与している。

牛乳(乳脂肪分3.5%換算)100kg当たりの平均生産費は6,890円(自己資本利子・自作地地代を含まず)であり、費用合計(副産物[子牛、きゅう肥]販売額差引前)は7,443円であるが、このうち飼料費が3,170円(42.6%)で最大であり、労働費が2,018円(27.1%)である(04年)。生産費を規模別に見ると、飼

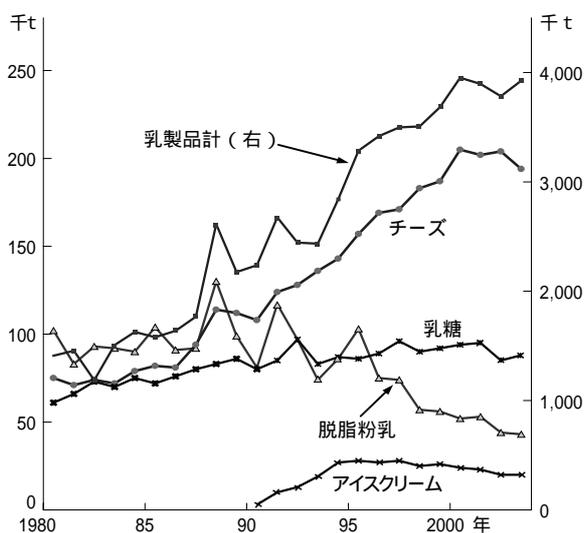
養頭数が大きいほど1頭当たりの労働時間が減少するため100kg当たりの生産費は低くなっており、この生産費格差が規模拡大を促している(第1図)。また、飼料費も規模が大きいほど低くなっているが、これは大規模経営ほど優秀な牛を導入しており技術水準が高いためであると考えられる。こうした費用構造のため規模が大きいほど所得水準も高くなっており、1日当たりの所得は9頭以下では5,611円であるが、30~49頭では15,994円、100頭以上では35,797円になっている。

牛乳の生産費は、円高に伴う輸入飼料価格の低下、多頭化に伴う生産性の向上、1頭当たりの乳量の増加、により低下してきたが、日本の酪農は、購入飼料に多く依存していること、労働費や糞尿処理コストが高いこと等のため、依然として牛乳の内外価格差が存在している。

#### 4 乳製品の国境措置と輸入動向

戦後の貿易自由化政策のもとで乳製品の輸入も自由化され、89年にチーズ、90年にアイ

第2図 乳製品の輸入量推移



資料：農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」  
 (注) 乳製品計は生乳換算

第3表 乳製品の国境措置(関税割当品目)

(単位：千t、円/kg、%)

	関税割当数量	一次税率	二次税率
脱脂粉乳	82	0、25、35	21.3%+396円 他
バター	0.6	35	29.8%+985円 他
無糖練乳	1.5	25、35	21.3%+254円 他
ミネラル濃縮ホエイ	14	25、35	29.8%+425円 他
ホエイ(飼料用)	45	0	29.8%+425円 他
調製ホエイ	25	10	29.8%+400円 他

資料：JETRO「アグロトレードハンドブック」等より作成  
 (注)・国家貿易品目(指定乳製品)のカレントアクセスは137千トン(生乳換算)。  
 ・その他乳製品の関税割当数量が134千トン(生乳換算)ある。  
 ・脱脂粉乳のうち学校等給食用が7千トン、飼料用等が75千トン。

第4表 乳製品の関税率

(単位：%)

乳製品	関税率
チーズ(フレッシュ)	29.8
チーズ(プロセス)	40.0
アイスクリーム	21.0
乳糖	8.5
カゼイン	0

資料：JETRO「アグロトレードハンドブック」等より作成

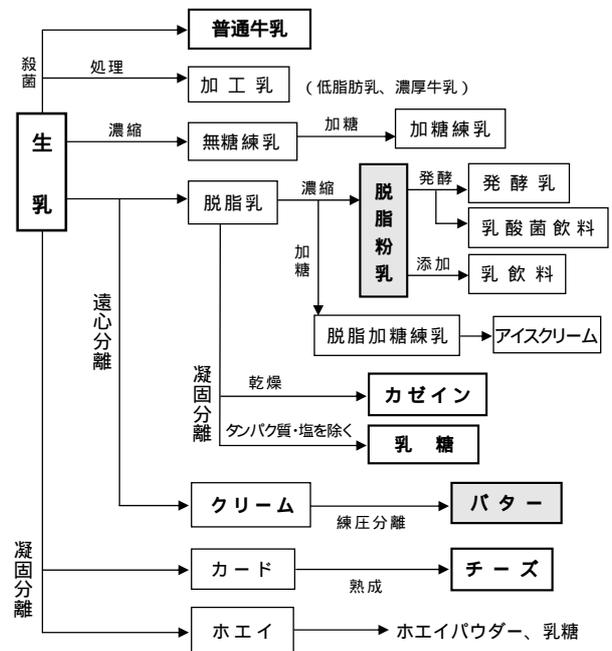
スクリーム、ホイップドクリーム、フローズンヨーグルトが自由化され、関税率も低下したため、乳製品の輸入量は増加してきた(第2図)。また、牛乳の需給調整にとって最も重要である脱脂粉乳、バターについても、94年に合意したウルグアイラウンドで輸入割当制が廃止され関税化された。しかし、脱脂粉乳、バター等の指定乳製品については関税割当制度が導入され、二次関税率が高く設定されたため、輸入量は増えておらず、また脱脂粉乳、バターは国家貿易品目になっており、国内需給動向を勘案しながら政府が輸入量を管理している。乳製品の国境措置の仕組みは複雑であるが、それを整理すると第3表、第4表の通りである。

乳製品の輸入量が増大して牛乳・乳製品の自給率が低下してきたが、その主な要因はチ

ーズの輸入増大であり、04年度のチーズ輸入量は216千トンで、日本のチーズ消費量の7割以上は輸入に依存している(注)。また、04年度の脱脂粉乳の輸入量は34千トン(うち飼料用30千トン、学校給食用3千トン)であるが、バターの輸入量は8千トンのみである。アイスクリームの輸入量は自由化以降急増したが、近年は減少傾向にあり、カゼイン、乳糖の輸入量はほぼ横這いで推移している。

(注) 輸入チーズのうちナチュラルチーズが208千トン、プロセスチーズ8千トンであり、ナチュラルチーズのうちプロセスチーズ原料用が6割で直接消費が4割である。なお、プロセスチーズ原料用の輸入については、国産ナチュラルチーズの一定の使用を条件に無税の関税割当枠が設けられている。

### 牛乳・乳製品の分類



資料：中央酪農会議資料より筆者作成

### 5 WTO農業交渉と酪農・乳製品

現在進行中のWTO農業交渉において一部の国が関税率の上限設定を主張しているが、脱脂粉乳、バター(指定乳製品)の二次関税率の水準が引き下げられると、国境措置を前提とした牛乳の需給調整が困難になり、酪農経営に大きな影響を与えることになる。

現在の二次関税率の水準は、04年度の輸入価格(CIF価格)で計算すると、脱脂粉乳は159%、

バターは394%に当たり、この関税率では輸入価格(a+b)は国産品価格を大きく上回るため(第5表)関税割当枠外の輸入はほとんど行われていない。しかし、関税率が、脱脂粉乳では85%、バターでは253%より低下すると、輸入価格が国産品価格を下回るようになり、国産乳製品から輸入乳製品にシフトが起きて加工原料乳価格が下落するであろう。

第5表 乳製品の輸入価格と国内価格

(単位：円/kg)

	脱脂粉乳	バター
輸入価格 a	288	270
関税相当量 b	457 (21.3%+396円)	1,065 (29.8%+985円)
計 (a + b)	745	1,335
関税率100%の場合	576	540
関税率200%の場合	864	810
国産品価格	533	952

資料：筆者作成

(注)・「輸入価格」はCIF価格(04年度、貿易統計)  
 ・「国産品価格」は大口需要者価格(04年度、農水省調べ)  
 ・「関税相当量」は2000年度の約束水準で04年度も同水準。

その場合、日本の酪農を維持するためには直接所得保障、不足払いの導入等により財政的に支えるしかなくなるが、それができないとすると国内の酪農業は大きく縮小するであろう。酪農は日本農業の重要な柱であり、北海道や中山間地域の地域経済において非常に重要な役割を果たしているため、WTO農業交渉において乳製品の上限関税の設定を受け入れることはできず、指定乳製品の関税率を維持することが必要である。

(清水徹朗)

### 協同組合出資は負債か資本か

協同組合出資を資本ではなく負債とする国際会計基準IAS32号を巡る動きについて、筆者は「協同組合資本を巡る議論について」として本誌2004年7月号で取り上げた。

その後の動きを紹介すると、IAS32号そのものについては、協同組合陣営の反論等にも関わらず、IASB（国際会計基準審議会）による改訂は行われなかった。ただし、協同組合出資の特殊性に鑑みIAS32号の適用に関して改めて解釈指針を作成することになり、2004年6月には解釈指針を作成する解釈指針委員会（IFRIC）が、「IFRIC 解釈指針草案 D-8 協同組合における組合員出資」を発行した。そして、同草案は関連団体等からのコメント受付後、同年11月に「IFRIC第2号 協同組合における組合員の出資及び類似の金融商品」として公表されている。

解釈指針公表時のプレスリリースでIFRICは、「協同組合に対する組合員の出資を含む金融商品の保有者が出資の払戻しを請求できる契約上の権利は、それ自体では、当該金融商品を金融負債に分類する理由にはならない」（企業会計基準委員会訳）とした。つまり、払戻し請求の権利があるだけでは、組合員出資は負債に区分されないことになった。

ただし、組合員出資が資本に区分されるには「企業が、組合員出資の払戻しを拒否できる無条件の権利を有している。」（同上）という厳しい条件が付けられている。例えば、解釈指針の事例によると、組合が出資金の一部に無条件で払戻しを拒否できる権利を有する場合、その拒否できる部分は資本に、残りは負債に区分されることになる。

払戻しの禁止はあくまで出資金全体に対し

てであり、個別の組合員に対する払戻しの権利を妨げるものではないとされるものの、この解釈指針の公表を受けて定款変更等の対応が必要なヨーロッパの協同組合も出てくるとみられ、現在ICAでもワーキンググループを作りその対応について議論を行っている。

ところで、もう一つの世界的な会計基準である米国会計基準では現在「負債と資本プロジェクト」が進んでいるが、そこでの議論は協同組合出資にも関連してくる。それは、米国会計基準FAS150号の協同組合への適用延期（2003年11月、同基準はIAS32号と同じく協同組合出資を負債に区分する条項を持つ）に際して、「「負債と資本プロジェクト」に合わせ、委員会はそれら金融商品の分類と評価の再検討を計画する」とされているからである。

そして、現在同プロジェクトでは、上記FAS150号とは異なる方向で議論が進んでいる。本年5月の会議資料をみると、たとえ決済義務（事業体の清算以前に金融商品の発行者が所有者へ資産等を移転する義務）があっても、金融商品の発行者と所有者の間に直接の所有関係（残余請求権への比例的権利とみられる）があれば、その金融商品は資本であるとしている。そして、例として事業体の公正価値に対し所有者に強制的な払戻し請求権がある一般出資（協同組合出資はここに区分される）が挙げられている。

このように、負債と資本の区分に関する国際的な議論は依然流動的である。国内会計基準や協同組合会計への影響も考えられ、今後もその動向を注視していきたい。

（内田多喜生）

## 「WTO農業交渉 2004」 主要国・日本の農政改革とWTO提案

服部信司著（農林統計協会）

服部信司氏の著書を読むのはこれで3回目である。1冊目は「ガット農業交渉」（1990年富民協会）、2冊目は「WTO農業交渉」（2000年：当書の前身本）そして今回である。農業関連の図書はかねてから興味を持っていたせいもあってこれまでアットランダムに拾い読みをしてきたが、読む本の数が増えるにつれ農業関係は基本的なことや大事だと思われる制度・実務・政策に即した解説本が多くなく、またこれだけ農業の国際化が進展して様々な問題が発生しているのに、日本と比較するための外国の農業制度や政策についても詳細に説明したものが少ないという不満が高まっていた。とりわけガット研究に関するものは、「ガット文書が加盟国政府以外には秘密扱いで、発効後6ヶ月たてば一般に公開されるが、これを政府関係者以外が日本で入手することは困難であった」（高瀬保著「ガットとウルグアイラウンド：WTOの発足」東洋経済新報社）ということもあり、皆無に近かったといえる。そういう時に服部氏の著書にめぐり合った。著者の本の特徴は、WTO交渉について、背景から経緯・結果及びそれが持つ意味まで、コンパクトかつ的確に基本的な事項が実務的に説明され、妥結に至る外国の農業政策の変化や農業事情の説明が付記され、更に日本の農業政策の変化とWTO交渉における日本の主張の説明がなされている。ボリューム的には2百ページちょっとの小さな本だが、WTOをめぐる農業交渉と日本及び世界の事情は、この本1冊で骨太にしっかり理解できる好書である。時期的には、1993年のウルグアイラウンド交渉妥結から、2004年8月の農業交渉枠組み合意まで、目下、農産品・非農産品にわかれてド

ーハラウンドにおいて交渉が進められているこの時期には本書はぴったりのタイミングであるといえる。

本書の中で著者は、米国やEU等の国際農産物貿易交渉に臨む取組姿勢や、ウルグアイラウンド以降の国内対策・農業政策を把握しながら、各主要国が協調や妥協の中で自国の農業を守る姿勢を貫こうとしている点や、場合によっては自国中心主義的なパフォーマンスもありうるという冷徹な国際交渉の実態を簡略に記載している。また現状のWTOルールでは、輸出規律については明確なルールがなく、輸出補助金は今回交渉のテーマになっているし、それ以外にも輸出税（EUは95年に国際穀物価格高騰で域内の飼料不足を懸念し輸出税を課した）、輸出制限・禁止（73年米大豆、丸太等）、輸出国家貿易企業・輸出信用規律問題等を指摘し、国際貿易には、輸入だけでなく輸出に関する規律の確立も必要であることを主張している。本書は、日ごろの新聞情報だけでは発見できない国際農産物貿易をめぐる問題や海外各国の農業政策について、実務に即した重要な情報をコンパクトに得ることができる点で貴重である。

世界には食料自給率を日本のように40%にまで落としてしまっている人口大国はない。そういう中で単純に生産性の低い農業は国際競争下で淘汰されてもやむを得ないという発想でいいのだろうか。「世界からいつでも好きなだけ食料を買える」という輸入国にとっての好都合はWTOにおいてはルール化されていない。そろそろ「何のための自由貿易か」を考える時ではないだろうか。

（2004年10月 2,500円＋税 231頁）

（田中一郎）

千葉県山武町は、千葉県のほぼ中央に位置し、北総台地南東部の一角を形成しています。総面積は、52.05km<sup>2</sup>、地形は東西へ8.6km、南北に9.4kmとほぼ円形であり、気候は、比較的穏やかで年平均気温は14.5度、降水量は1,446mmで16年度の月別でみて最も平均気温が高い7月で26.3度、最も低い1月が5.1度と気象条件に恵まれています。

このように恵まれた地理的条件下において、山武町では山武郡市農業協同組合睦岡支所有機部会が、町内90haの農場で有機野菜生産に取り組み、各種農作物の栽培をしています。

有機農業推進特区の申請理由については、これらの有機農業の盛んな当町において、特区申請について千葉県からの打診とワタミファーム（以下ワタミ）から平成15年7月2日付けで、特区を活用した農業参入について要望がありました。また千葉県の施策である千産千消やエコ農業が推進されていることと、既に、地元有機部会との契約栽培も行われていた事から同年8月29日J A山武郡市睦岡支所において関係者との協議を行い、同年9月11日に、町議会で説明をし、同年9月25日に地権者を対象とした説明会を行い、有機農業が盛んな地域において特区推進が成されました。同年10月14日付けで千葉県と山武町が共同で申請し、同年11月28日に内閣総理大臣から認定書が交付されています。

町は、県及びワタミから打診があった時、特区申請区域を町内全域とするか、町内の一部地域のみとするか意見が分かれました。また「新規農業者としてワタミは信用できるのか。」「ワタミが撤退した場合それらの農地はどうなるのか。」「優良な農地を大手企業が高額で借受け後継者が育たないのではないか。」「行政として1社だけの特定企業を優遇して良いのか。」等の意見が出されました。農村地帯では、どの地域でも独自の情報と文化を持

っており、過去から現在に至るまで共に地域のコミュニティを形成してきており、単なる遊休農地施策だけで、農地を貸す農家は少ないことが上げられます。自分の農地は信頼できる者に耕してもらいたい、自分の仲間として農家を受け入れたいと考えているからです。

町としては、特区が成功するために、まずワタミを地域に知ってもらう必要があると考えました。県及びワタミは、町内全域での申請を要望しておりましたが、最終的に町内全域を構造改革特区区域とせず一部地域（15.5ha）での申請を行い認定を受けました。平成16年4月からは、特区で認定を受けた15.5haのうち2.6haの農地で特区を開始しました。平成17年4月からは、遊休農地であった1.5haを増加し4.1haの農地で農業を行っています。今後も増加を予定しております。また農家の農業技術と企業の販売能力との連携により、同年2月には、有機農業専門の販売を行う「農事組合法人さんぶネットワーク」も設立されました。

山武町は、有機農業を町の農林業施策の中心においておりますが、安心の農産物を作るためには、安全な水を作り出す山林の保全が必要です。しかし、町の大部分を占める特産のサンプスギは、非赤枯れ性溝腐れ病に罹患し、立ち枯れなどの被害により山林が荒廃しています。そのため昨年度から、町では、バイオマスタウン事業を展開しています。

内容の一部としては、被害林を炭化し、土壌改良材として有機栽培を行っている農地に使用したり、関係者と調整のうえ有機野菜レストランの設定に対し支援する等、高付加価値のまちづくりを進めていきます。また森林再生基金等を利用しバイオマスタウン事業を推進していくことで「有機の町さんぶ」を全国的に情報発信していきたいと考えています。

（千葉県山武郡 山武町役場職員）

緑茶飲料類が初めて首位(2004年清涼飲料市場)

記録的猛暑であった2004年の清涼飲料市場は、15億6千万ケースの出荷量となり、過去最高となった。そのけん引役となったのが緑茶飲料を中心とする無糖茶類であった。無糖茶類は対前年比15%の増加で4億18百万ケースに達し、全体の26.8%となり、市場全体に占めるシェアで、これまでずっと首位を続けてきたコーヒー飲料を抜いて首位に立った記念すべき年になった。

購買層を年齢区分で見ると、コーヒー飲料が比較的限定されているのに対し、無糖茶飲料は子供から大人・老人層まで幅広く消費されており、今後さらに市場の裾野の拡大が期待されている。これまでも無糖茶飲料は健康志向ブームを追い風に拡大を続けてきたが、昨年の記録的猛暑がさらに拍車をかけたものである。この結果、小売価格が100g 200円前後の二番茶以降の茶葉の入手が困難になる事態が起きている。鹿児島県を中心に安い茶葉の増産は進んでいるが、緑茶飲料市場が拡大を続け、飲料メーカーの需要が増えつづければ、価格は高止まりし、さらにお茶の飲まれ方が急須からペットボトルへと変化していることから、既存の流通業者にとっては、とりわけ厳しい事態となっている。品目別にみると、首位の伊藤園の「お~いお茶」が対前年比16.5%の増加で6,710万ケースとなり、シェア30%でトップだったが、最大の貢献を

したのが、サントリーの「伊右衛門」で、2004年3月発売以来、3,420万ケースを達成し、新製品の初年度販売数量としては、過去最多記録を達成した。

サントリーは他の緑茶飲料も含め、4,510万ケースとなり、キリンビバレッジを抜いて業界2位となった。また数値未公表の日本コカコーラは「まる茶」が3,300万ケース程度とみられる。

2005年は、キリンビバレッジが「生茶」を3月に玉露茶葉を使用したリニューアルで対抗、アサヒ飲料は「旨茶」に替えて新商品「若武者」を4月に発売し、一方サントリーは「伊右衛門」を46%増加の5千万ケースとする計画で、メーカー間のシェア争いは一段と激化しそうである。(平岩 直)

2004年の清涼飲料市場

